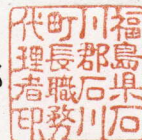




令和 6 年 5 月 22 日

石川町議会議長 近内雅洋 様

石川町長職務代理者 首藤剛太郎



石川町長等の給与に関する条例の一部改正及び退職手当の支払い差止等の対応を求める石川町議会からの要望書への対応について

塩田金次郎前町長の逮捕という事態を受け、令和 6 年 5 月 20 日に石川町議会議長より石川町職務代理者に提出された給与等支給の一時差し止めや不支給並びに退職手当の差し止め要請を求める要望につきましては、町では以下のとおり対応する予定です。

1. 給与等の一時差し止め、不支給に係る条例の改正について

石川町長等の給与に関する条例の一部を改正し、給与及び期末手当の一時差し止め、不支給の条項を加える改正案を令和 6 年第 4 回石川町議会定例会（6 月 6 日開会予定）に提案する。

2. 福島県市町村総合事務組合が支給する退職手当について

令和 6 年 5 月末日までに退職手当支払差止処分を行う。